

最高裁民二第003129号

(訟い-02)

平成20年3月28日

地方裁判所長 殿

最高裁判所事務総局民事局長 小泉 博嗣

最高裁判所事務総局行政局長 小泉 博嗣

民事訴訟事件及び行政訴訟事件の鑑定等の報告について

(通達)

貴庁（支部を含む。）における標記の鑑定等の実施状況について、下記により調査し、報告してください。

記

1 調査の対象

民事事件記録符号規程（平成13年最高裁判所規程第1号）別表の地方裁判所の通常訴訟事件（ワ事件）及び行政事件記録符号規程（昭和38年最高裁判所規程第3号）別表の地方裁判所の訴訟事件（行ウ事件）において実施された鑑定並びに通訳及び翻訳の事例とする。ただし、次の事例については、報告を要しない。

- (1) 土地の測量、不動産の価格及び不動産の賃料に関する鑑定の事例
- (2) 筆跡及び印影に関する鑑定の事例
- (3) 弁理士による鑑定の事例

2 報告事項等

別紙のとおりとする。

3 報告の期間

次の4期に分けて報告する。

- (1) 第1期 1月から3月まで
- (2) 第2期 4月から6月まで
- (3) 第3期 7月から9月まで
- (4) 第4期 10月から12月まで

4 報告の期限及び方法

鑑定又は通訳若しくは翻訳が終了した事件について、3に定める各報告の期間の最終月の翌月末日までに、J・NETポータルに設けられた「民事事件鑑定等事例集」の鑑定等事例登録機能を利用して、報告事項を入力する方法により報告する。

付 記

- 1 この通達は、平成20年4月1日から実施する。
- 2 平成11年7月19日付け最高裁民二第357号民事局長、行政局長通達「民事訴訟事件及び行政訴訟事件の鑑定等の報告について」は、平成20年3月31日限り、廃止する。
- 3 平成20年1月1日から同年3月31日までの間に鑑定又は通訳若しくは翻訳が終了した事件については、この通達に基づいて同年4月30日までに報告するものとする。

(別紙)

報告事項等

1 報告の基準

鑑定人、通訳人若しくは翻訳人1人又は鑑定嘱託先1団体につき1件として報告する。

2 報告事項

(1) 高裁管内の別

裁判所の所在地を管轄する高等裁判所の別を報告する。

(2) 裁判所

(3) 事件番号

併合事件がある場合には、基本事件の事件番号のみを報告する。

(4) 事件名

併合事件がある場合には、基本事件の事件名のみを報告する。

(5) 分類

次の分類記号によって報告する。

(分類記号) (分類名)

0 1 医療過誤関係事件

0 2 労働災害関係事件

0 3 自動車事故関係事件（医学鑑定）

0 4 自動車事故関係事件（工学鑑定）

0 5 その他の民事訴訟事件（不動産以外の物の価額）

0 6 その他の民事訴訟事件（建物・土地関係）

0 7 その他の民事訴訟事件（医学鑑定）

0 8 その他の民事訴訟事件（その他）

0 9 通訳（外国語）

1 0 通訳（手話）

(6) 鑑定人等の氏名（フリガナ）

鑑定嘱託の場合には、嘱託先の名称を報告する。

(7) 生年

鑑定嘱託の場合には、報告を要しない。

(8) 所属及び職業

鑑定嘱託の場合には、報告を要しない。

(9) 専門領域又は言語の種類

ア 専門領域は、鑑定事例について、例えば、麻酔科、産婦人科、整形外科、精神科、建築構造工学、自動車工学等とする。

イ 言語の種類は、通訳又は翻訳の事例について、外國語若しくは方言の種類又は手話若しくは点字の別（例えば、ウルドゥー語、パンジャビ語、広東語、北京語、手話、点字等）とする。

(10) 出身大学

医学関係の鑑定事例（(5)において、分類記号01, 03, 07に該当するもの）について、分かる範囲で報告する。

(11) 連絡先（住所）

原則として、勤務先の所在地とし、勤務先が不明の場合又は無職の場合には、自宅等の住所を報告する。

(12) 電話番号

原則として、勤務先の電話番号とし、勤務先が不明の場合又は無職の場合には、自宅等の電話番号を報告する。

(13) 鑑定事項、通訳事項又は翻訳事項

ア 鑑定事項は、具体的かつ簡潔に内容をまとめることとし、鑑定事項が複数にわたる場合には、主要な事項を中心に報告すれば足りる。人名、病院名等の固有名詞は、適宜、「甲」、「乙」等と置き換える。共同鑑定等の場合には、

その旨も併せて報告する。

イ 通訳事項は、原告本人尋問、被告本人尋問、証人尋問又はその他の別を報告する。

ウ 翻訳事項は、翻訳の対象となった文書の種類（例えば、準備書面、書証等）を報告する。

(14) 鑑定料、通訳料又は翻訳料

千円未満の金額については四捨五入し、千円単位で報告する。金額が入力できる最大値（9 9 9 9 9 千円）を超える場合は、本欄にはその最大値を入力し、実際の金額を「(18) 特筆すべき事項」欄に入力する。

(15) 鑑定等を命じた日

(16) 鑑定等の終了の日

(17) 鑑定期間、通訳時間又は翻訳期間

ア 鑑定期間は、鑑定を命じた日から鑑定書の提出又は口頭による報告があった日までの期間を報告する。

イ 通訳時間は、全回数の合計の時間を報告する。

ウ 翻訳期間は、翻訳を命じた日から翻訳文の提出の日までの期間を報告する。

エ 期間又は時間が入力できる最大値（期間は9 9 9 9 日、時間は9 9 9 時間59分）を超える場合は、本欄にはその最大値を入力し、実際の期間又は時間を「(18) 特筆すべき事項」欄に入力する。

(18) 特筆すべき事項

鑑定人等の選任に当たって利用した資料、鑑定人等の推薦を受けた場合の推薦者、鑑定終了後の鑑定人の意見等、特に報告すべきものと考えられる事項を適宜報告する。